

<平成 30 年 5 月 19 日改訂>

(下線部は変更箇所)

新（変更後）	旧（変更前）
<p><b>店頭外国為替保証金取引説明書(外貨ネクストネオ)</b></p> <p>本説明書は、金融商品取引業者である株式会社外為どっとコム（以下「当社」といいます。）が、<u>金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき当社がお客様との間で、店頭金融先物取引の契約を締結する際にあらかじめお客様に交付することが義務付けられている書面です。以下、同法第 2 条第 22 項第 1 号に規定する店頭デリバティブ取引のうち、店頭外国為替保証金／証拠金取引（以下「店頭外国為替保証金取引」といいます。）について説明します。</u></p> <p><u>店頭外国為替保証金取引は取引対象である通貨の価格等の変動により損失が生ずることがあります。また、取引金額がその取引についてお客様が預託した保証金の額に比して大きいため、その損失の額が保証金の額を上回ることもあります。</u></p> <p><u>当社が提供する店頭外国為替保証金取引の口座開設および取引を開始されるにあたっては、本説明書、および外貨ネクストネオ取引約款をよく読み、ご理解のうえ、ご自身の判断と責任で取引を行っていただきますようお願い申し上げます。</u></p> <p>目次</p> <p><u>I. 店頭外国為替保証金取引のリスクおよび委託財産の管理方法について 1</u></p> <p><u>II. 店頭外国為替保証金取引のリスクについての説明 7</u></p> <p><u>III. 店頭外国為替保証金取引説明ガイド 10</u></p> <p><u>IV. 店頭金融先物取引行為に関する禁止行為 41</u></p> <p><u>V. 店頭外国為替保証金取引の主な用語について 44</u></p> <p><u>VI. 当社の概要について 46</u></p> <p><b>I. 店頭外国為替保証金取引のリスクおよび委託財産の管理方法について</b></p> <p><u>(変更の上、冒頭部に移動)</u></p> <p>1. お客様が行う店頭外国為替保証金取引の額は、その取引についてお客様が預託すべき保証金に比べて大きい額となります。</p> <p>2. お客様が行う店頭外国為替保証金取引につき、取引対象である通貨の為替レートの変動により損失が生ずることがあり、かつ当該損失の額がお客様からお預かりした資金（以下「<u>預託金</u>」といいます。）を上回るおそれがあります。</p> <p>3. 売りサイド (Bid) のレートと買いサイド (Ask) のレートとの間にはレート差 (スプレッド) があります。また相場状況の急変により、これらスプレッドの幅の拡大、注文発注時の表</p>	<p><b>外国為替保証金取引説明書(外貨ネクストネオ)</b></p> <p><u>(変更の上、I. 冒頭部から移動)</u></p> <p><b>I. 外国為替保証金取引のリスクおよび委託財産の管理方法について</b></p> <p>本説明書は、株式会社外為どっとコム（以下「当社」といいます。）が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき当社がお客様との間で、<u>外国為替保証金取引の契約を締結する際にあらかじめお客様に交付することが義務付けられている書面です。</u></p> <p><u>外国為替保証金取引は取引対象である通貨の価格等の変動により損失が生じることがあります。また、取引金額がその取引についてお客様が預託した保証金の額に比して大きいため、その損失の額が保証金の額を上回ることもあります。</u></p> <p><u>口座開設及び取引を開始されるにあたっては、本説明書、及び約款をよく読み、ご理解のうえ、ご自身の判断と責任で取引を行っていただきますようお願い申し上げます。</u></p> <p>1. お客様が行う外国為替保証金取引の額は、その取引についてお客様が預託すべき保証金に比べて大きい額となります。</p> <p>2. お客様が行う外国為替保証金取引につき、取引対象である通貨の為替レートの変動により損失が生ずることがあり、かつ当該損失の額がお客様からの<u>委託保証金</u>を上回るおそれがあります。</p> <p><u>(変更の上、第 6 項から移動)</u></p>

<p>示価格と約定価格との乖離（スリッページ）の発生、その他意図した取引ができなくなる可能性があり、その結果損失が生ずることがあります。</p> <p>4. 取引対象である通貨の金利変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあり、その場合には損失が生じるおそれがあります。</p> <p>5. 取引システム、または当社とお客様とを結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消などができなくなる可能性があり、その結果損失が生ずることがあります。</p> <p>6. 取引手数料は、無料（0円）です。</p> <p>（変更の上、第3項に移動）</p> <p>7. お客様から店頭外国為替保証金取引注文を受けたときは、当社はすみやかに当該注文を執行いたしますので、お客様が注文成立後に当該注文成立に係る契約を解除（クーリングオフ）することはできません。新規注文の約定により成立したポジションは、反対売買により決済することができますが、このとき売値が買値を下回る可能性があり、その結果損失が生ずることがあります。</p> <p>8. お客様と当社との取引は、取引所で行われる証券取引や先物取引などとは異なり、当社が取引におけるお客様の相手方として行動する相対取引です。したがって当社の信用状況によっては、お客様が損失を被る可能性があります。</p> <p>9. 当社は、店頭外国為替保証金取引のリスクをヘッジする目的で以下の金融機関等を相手方としてカバー取引を行っております。</p> <p>■シティバンク エヌ・エイ (CITIBANK, N.A.) 銀行業（米国通貨監督庁ならびに英金融行為機構および英健全性規制機構による監督） （略）</p> <p>■モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー (Morgan Stanley &amp; Co. International plc) 金融商品取引業 (英金融行為機構および英健全性規制機構による監督) （略）</p> <p>■ロイヤルバンクオブスコットランド (The Royal Bank of Scotland plc)、銀行業 (英金融行為機構および英健全性規制機構による監督)</p> <p>■ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー (Nomura International plc)、証券業（英金融行為機構および英健全性規制機構による監督）</p> <p>■ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International) 証券業（英金融行為機構および英健全性規制機構による監督） （略）</p> <p>■バーチュ フィナンシャル (Virtu Financial) リクイディティプロバイダー（米国証券取引委員会、アイルランド中央銀行および豪州証券投資委員会による監督）</p> <p>■スタンダードチャータード銀行 (Standard Chartered Bank) 銀行業 (英金融行為機構および英健全性規制機構による監督) （略）</p> <p>■シンプレクス FX・スマートクロス株式会社 事業法人（監督官庁無し）</p> <p>9. 当社ではお客様の預託金につき、株式会社三井住友銀行、みずほ信託銀行株式会社およびあおぞら信託銀行株式会社の顧客区分管理信託口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。なお預託金が信託へ入金されるまでの間は顧客区分管理信託口座の保全対象となりませんが、その間も金融機関（三井住友銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、ジャパンネット銀行、楽天銀行、住信 SBI ネット銀行、スルガ銀行、ゆうちょ銀行、セブン銀行、じぶん銀行）に</p>	<p>3. 取引対象である通貨の金利変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあり、その場合には損失が生じるおそれがあります。</p> <p>4. 取引システム又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、取引システムに係る処理の遅延、または注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。</p> <p>5. 委託手数料は、以下のとおりとなります。 取扱い数量にかかわらず0円</p> <p>6. 買気配と売気配の間にはレート差（スプレッド）があるため、相場状況の急変によりスプレッド幅が広がる可能性があります。</p> <p>7. お客様から外国為替保証金取引注文を受けたときは、当社はすみやかに当該注文を執行いたしますので、お客様が注文成立後に当該注文成立に係る契約を解除（クーリングオフ）することはできません。</p> <p>8. お客様と当社との取引は相対取引であり、お客様の注文に対しては当社が相手方となって注文を成立させます。</p> <p>また、当社は、外国為替保証金取引のリスクをヘッジする目的で以下の金融機関等を相手方としてカバー取引を行っております。</p> <p>■シティバンク エヌ・エイ (CITIBANK, N.A.) 銀行業（米国通貨監督庁ならびに英金融行為機構及び英健全性規制機構による監督） （略）</p> <p>■モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー (Morgan Stanley &amp; Co. International plc) 金融商品取引業 (英金融行為機構及び英健全性規制機構による監督) （略）</p> <p>■ロイヤルバンクオブスコットランド (The Royal Bank of Scotland plc)、銀行業 (英金融行為機構及び英健全性規制機構による監督)</p> <p>■ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー (Nomura International plc)、証券業（英金融行為機構及び英健全性規制機構による監督）</p> <p>■ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International) 証券業（英金融行為機構及び英健全性規制機構による監督） （略）</p> <p>■バーチュ フィナンシャル (Virtu Financial) リクイディティプロバイダー（米国証券取引委員会、アイルランド中央銀行及び豪州証券投資委員会による監督）</p> <p>■スタンダードチャータード銀行 (Standard Chartered Bank) 銀行業 (英金融行為機構及び英健全性規制機構による監督) （略） （新設）</p> <p>9. 当社は、お客様からお預かりした保証金については、株式会社三井住友銀行、みずほ信託銀行株式会社およびあおぞら信託銀行株式会社の顧客区分管理信託口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。なお保証金が信託へ入金されるまでの間は顧客区分管理信託口座の保全対象となりませんが、その間も金融機関（三井住友銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、ジャパンネット銀行、楽天銀行、住信 SBI ネット銀行、スルガ銀行、ゆうちょ銀行、セブ</p>
--	---

において預託金等であることが名義により明らかな預金口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。

10. 当社、カバー取引相手先銀行および預託金の預託先の業務または財産の状況が悪化した場合、預託金の返還が困難になることで、お客様が損失を被る危険があります。

店頭外国為替保証金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して取引を行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に理解し、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

以上

## II. 店頭外国為替保証金取引のリスクについての説明

●店頭外国為替保証金取引にはさまざまなリスクが存在します。下記の内容をお読みになり、商品性およびリスクについて理解し、納得された上で口座開設手続を行なってください。

●店頭外国為替保証金取引は元本が保証されたものではありません。取引を開始された後に、外国為替レートがお客様にとって不利な方向に変動した場合は、お客様は損失を被ることとなり、マーケットの変動によっては損失の額が預託していただいた金額を上回る可能性もあります。

●店頭外国為替保証金取引はすべてのお客様に無条件に適しているものではありません。お客様の取引目的、経験、知識、財産状態、財務計画など様々な観点からお客様ご自身が取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分にご検討くださいますようお願いいたします。

### (1) 為替変動リスク

外国為替市場では、24時間常為替レートが変動しております(土日・一部の休日を除く)。相場がお客様の予想と反対方向に進んだ場合、為替差損が発生します。

### (2) レバレッジ効果

店頭外国為替保証金取引ではレバレッジ(てこの作用)による高度なリスクが伴います。実際の取引金額に比べて保証金の額は小さいため、小さなマーケットの動きであっても口座の資産価値は大きく変動することになります。マーケットがお客様のポジションに対して一定の割合以上不利な方向に変動した場合、レバレッジの効果を下げため、保有する一部または全部のポジションを決済するか、あるいは新たに預託金を追加していただく必要があります。さらに市場がお客様のポジションに対し急激にかつ大きく不利な方向に変動した場合、お客様の損失の拡大を防止するため、お客様の保有するポジションの全部が強制的に決済される可能性もあります(ロスカット)。このように、保証金取引では相対的に小さな資金で大きな利益を得る可能性がありますが、逆に預託金をすべて失う、あるいは預託金を超えて損失を被る可能性も同時に存在します。

### (3) 損失を限定させるための注文の効果

損失を限定させることを意図した特定の注文方法(ストップロスオーダー)は、通常の市場環境ではお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、状況によって有効に機能しないことがあります。例えば、マーケットレートが一方向にかつ急激に変動した場合、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性(スリッページの発生)があり、意

ン銀行、じぶん銀行)において保証金等であることが名義により明らかな預金口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。

10. 当社、カバー取引相手先銀行および顧客資金の預託先の業務又は財産の状況が悪化した場合、保証金その他の顧客資金の返還が困難になることで、お客様が損失を被る危険があります。

外国為替保証金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して取引を行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に理解し、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

以上

## II. 外国為替保証金取引のリスクについて

●外国為替保証金取引にはさまざまなリスクが存在します。下記の内容をお読みになり、商品性及びリスクについて理解し、納得された上で口座開設手続を行なってください。

●外国為替保証金取引は元本が保証されたものではありません。取引を開始された後に、外国為替レートがお客様にとって不利な方向に変動した場合は、お客様は損失を被ることとなり、マーケットの変動によっては損失の額は預託していただいた金額を上回る可能性もあります。

●外国為替保証金取引はすべてのお客様に無条件に適しているものではありません。お客様の取引目的、経験、知識、財産状態、財務計画など様々な観点からお客様ご自身が取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分にご検討くださいますようお願いいたします。

### (1) 為替変動リスク

外国為替市場では、24時間常為替レートが変動しております(土日・一部の休日を除く)。相場がお客様の予想と反対方向に進んだ場合、為替差損が発生いたします。

### (2) レバレッジ効果

外国為替保証金取引ではレバレッジ(てこの作用)による高度なリスクが伴います。実際の取引金額に比べて必要保証金額は小さいため、小さなマーケットの動きであっても口座の資産価値は大きく変動することになります。マーケットがお客様のポジションに対して一定の割合以上不利な方向に変動した場合、レバレッジの効果を下げため、保有する一部または全部のポジションを決済するか、あるいは新たにご資金を預託して頂くことがございます。さらに市場がお客様のポジションに対し急激にかつ大きく不利な方向に変動した場合、お客様の損失の拡大を防止するため、お客様の保有するポジションの全部が強制的に決済される可能性もあります(ロスカット)。このように、保証金取引では相対的に小さな資金で大きな利益を得る可能性がありますが、逆に、預託した資金をすべて失う、あるいは預託した資金を超えて損失を被る可能性も同時に存在します。

### (3) 損失を限定させるための注文の効果

損失を限定させることを意図した特定の注文方法(ストップロスオーダー)は、通常の市場環境ではお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、状況によって有効に機能しないことがあります。例えば、マーケットレートが一方向にかつ急激に変動した場合、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性(スリッページの発生)があり、意

図していない損失を被ることがあります。また、システムの的に設定されているロスカットについても、取引におけるお客様の損失を一定の範囲に限定させる目的のものではありますが、設定されたとおりにロスカット処理が実行されることが保証されたものではなく、急激な相場変動等によるスリッページの発生ならびに電子取引システムの遅延等の結果、ロスカットが速やかに処理されない場合があります。これらにより最終的に預託金以上の損失を被る可能性があります。

※お取引においてはストップロスオーダー（逆指値注文）をご利用のうえ、お客様の責任においてリスク管理を行っていただくことをお勧めいたします。

#### (4) 店頭金融先物取引の性質とリスク

当社が提供する店頭外国為替保証金取引は店頭金融先物取引です。取引所で行われる証券取引や先物取引の場合と異なり、当社は店頭金融先物取引に関してお客様のカウンターパーティ（取引の相手方）として行動します。そのような性質から店頭金融先物取引では取引の執行を当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより多くなります。お客様は店頭外国為替保証金取引を開始される前に、取引の性質とリスクについて理解する必要があります。

#### (5) 金利変動リスク

店頭外国為替保証金取引は、通貨の交換を行なうのと同時に金利の交換も行なわれ、日々金利差調整額（スワップポイント）の受払いが発生します。スワップポイントの受払いの内容は、各国の景気や政策など様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、その時々々の金利水準によってスワップポイントの受払いの金額が変動したり、場合によっては受払いの方向が逆転するリスクがあります。また、スワップポイントの受払いはお客様がポジションを決済するまで発生します。

#### (6) 流動性と特殊な状況

マーケットの状況によっては、お客様が保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となることがあります。外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や早朝・深夜帯におけるお取引、あるいは普段から流動性の低い通貨でのお取引は、マーケットの状況によっては、当社の通常の営業時間帯であっても、取引レートの提示が困難になる場合があります。また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難または不可能となる可能性もあります。

#### (7) 電子取引システムの利用

電子取引システムを利用した取引には、電話での取引とは異なる独自のリスクが存在します。電子取引システムでの取引の場合、注文の受付に人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。電子取引システムを利用する際に用いられる口座番号、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。また、システム機器、通信機器等の故障、アクセスの集中等により、取引が停止されたり、取引の処理が遅延する可能性もあります。

以上の説明は、店頭外国為替保証金取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明するためのものであり、取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。取引の開始に際しては、

図していない損失を被ることがあります。また、システムの的に設定されているロスカットについても、取引におけるお客様の損失を一定の範囲に限定させる目的のものではありますが、設定されたとおりにロスカット処理が実行されることが保証されたものではなく、急激な相場変動等によるスリッページの発生ならびに電子取引システムの遅延等の結果、ロスカットが速やかに処理されない場合があります。これらにより最終的に預け入れ資産以上の損失を被る可能性があります。

※お取引においてはストップロスオーダー（逆指値注文）をご利用のうえ、お客様の責任においてリスク管理を行っていただくことをお勧めいたします。

#### (4) 外国為替取引の性質とリスク

外為どっとコムが提供する外国為替保証金取引は店頭金融先物取引です。したがって、インターバンク（銀行間）を含むすべての外国為替取引は相対取引（OTC＝Over the counter 取引）によって行われます。当社では取引所で行われる証券取引や先物取引の場合と異なり、外国為替取引に関してお客様のカウンターパーティ（取引の相手方）として行動します。外国為替取引は証券取引や先物取引と比べて規制が少ないため、取引所取引とは異なる独自の規制に基づいて管理されます。そのような性質から OTC 取引では取引の執行を当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより多くなります。お客様は外国為替保証金取引を開始される前に、取引の性質とリスクについて理解する必要があります。

#### (5) 金利変動リスク

外国為替保証金取引は、通貨の交換を行なうのと同時に金利の交換も行なわれ、日々スワップポイントの受払いが発生します。スワップポイントの受払いの内容は、各国の景気や政策など様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、その時々々の金利水準によってスワップポイントの受払いの金額が変動したり、場合によっては受払いの方向が逆転するリスクがあります。また、スワップポイント受払いはお客様がポジションを決済するまで発生します。

#### (6) 流動性と特殊な状況

マーケットの状況によっては、お客様が保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となることがあります。外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーク・クローズ（NYクローズ）間際・週始のオープンにおけるお取引、あるいは普段から流動性の低い通貨でのお取引は、マーケットの状況によっては、当社の通常の営業時間帯であっても、レートの提示が困難になる場合があります。また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難または不可能となる可能性もあります。

#### (7) 電子取引システムの利用

電子取引システムを利用した取引は、電話での取引とは異なる独自のリスクが存在します。電子取引システムでの取引の場合、注文の受付に人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。電子取引システムを利用する際に用いられる口座番号、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。また、システム機器、通信機器等の故障、アクセスの集中等により、取引が停止されたり、取引の処理が遅延する可能性もあります。

以上の説明は、外国為替保証金取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明するためのものであり、取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。取引の開始に際しては、取引

取引の仕組みおよびリスクについて十分にご研究いただくようお願い申し上げます。

### Ⅲ. 店頭外国為替保証金取引説明ガイド

#### 1. 店頭外国為替保証金取引とは

店頭外国為替保証金取引とは、事前に取引金額の一部を保証金として預け入れた後に行う店頭金融先物取引（金融商品取引法第2条第22項第1号に該当する取引で、当該売買の目的となっている通貨等の受渡し決済もしくは売戻しまたは買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引。）で、常に約定日の2営業日後の日を決済日とし、かつ、決済日に反対売買等の決済取引を行わない場合には、自動的に当該決済日が翌営業日に繰り延べられる特約がついたものをいいます。

店頭外国為替保証金取引からは次の2種類の損益が生じます。

（略）

#### 2. 口座開設について

当社の店頭外国為替保証金取引『外貨ネクストネオ』（以下「本取引」といいます。）の取引口座（以下「外貨ネクストネオ口座」といいます。）の開設のお申込みは、当社ホームページもしくは専用の口座開設申込用紙にてお受けいたします。お問い合わせ等は当社サポートセンター（0120-430-225）でお受けいたします。

店頭外国為替保証金取引は、リスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。そのため外貨ネクストネオ口座を開設していただくにあたっては、次の要件を満たしていただくことが必要となります。

●外貨ネクストネオ取引約款・本説明書および口座開設リスク確認書等の内容をご理解、ご承諾いただくこと。

●当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものとは以下ようになっております。

(1) 店頭外国為替保証金取引である本取引の特徴、仕組み、リスクについて十分理解していること

(2) 当社から電子メールもしくは電話で直接お客様ご本人と常時連絡がとれること。お客様が法人の場合は、売買担当者と常時直接の連絡が取れること

(3)～(5)（略）

(6) 20才以上80才以下の行為能力を有する個人であること。お客様が法人の場合、売買担当者が20才以上80才以下の行為能力を有する個人であること

(7)（略）

(8) お客様が個人の場合、ご登録住所（本人確認書の住所）にて郵便物の受領が可能なこと。お客様が法人の場合、商業登記簿上の本店および売買担当者のご登録住所（本人確認書の住所）にて郵便物の受領が可能なこと

(9) 外貨ネクストネオ取引約款および本説明書、その他当社の定める規則等を理解するに十分な日本語の能力をお持ちであること。また、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に一切の支障がないこと

(10)（略）

(11) 名義の如何を問わず、同一のお客様が本取引において既に口座を保有していないこと

(12) お客様の個人情報（個人番号および法人番号を含む）を正確にご登録いただけること

(13) 金融先物取引業務に従事する役職員でないこと

(14) 外貨ネクストネオ取引約款に定めるお客様の義務に違反していないこと

(15)（略）

(16) 外国 PEPs（犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」といいます。）施行令第12条第3項各号および同法施行規則第15条各号に掲げる者（外国の元首、外国政府等にお

の仕組みおよびリスクについて十分にご研究頂くようお願い申し上げます。

### Ⅲ. 取引説明ガイド

#### 1. 外国為替保証金取引とは

外国為替保証金取引とは、事前に取引金額の一部を保証金として預け入れた後に行う店頭金融先物取引（金融商品取引法第2条第22項第1号に該当する取引で、当該売買の目的となっている通貨等の受渡し決済もしくは売戻し又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引。）で、常に約定日の2営業日後の日を決済日とし、かつ、決済日に反対売買等の決済取引を行わない場合には、自動的に当該決済日が翌営業日に繰り延べられる特約がついたものをいいます。

外国為替保証金取引からは次の2種類の損益が生じます。

（略）

#### 2. 口座開設について

口座開設のお申込みは当社ホームページもしくは専用の口座開設申込用紙にてお受けいたします。お問い合わせ等は当社サポートセンター（0120-430-225）でお受けいたします。外国為替保証金取引は、リスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。当社で外国為替保証金取引口座を開設していただくにあたっては、次の要件を満たしていただくことが必要となります。

●外貨ネクストネオ取引約款・本取引説明書及び口座開設リスク確認書等の内容をご理解、ご承諾いただくこと。

●当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものとは以下ようになっております。

(1) 外国為替保証金取引である外貨ネクストネオ（以下「本取引」といいます。）の特徴、仕組み、リスクについて十分理解していること

(2) 当社から電子メールもしくは電話で直接ご本人と常時連絡がとれること。お客様が法人の場合は、売買担当者と常時直接の連絡が取れること

(3)～(5)（略）

(6) 20才以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。お客様が法人の場合、売買担当者が20才以上80才以下の行為能力を有する個人であること。

(7)（略）

(8) お客様が法人の場合、商業登記簿上の本店にて郵便物の受領が可能なこと

(9) 本サービスにかかる約款及び取引説明書、その他当社の定める規則等を理解するに十分な日本語の能力をお持ちであること。また、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に一切の支障がないこと

(10)（略）

(11) 名義の如何を問わず、外貨ネクストネオにおいて既に口座をお持ちでないこと

(12) お客様の個人情報（個人番号および法人番号を含む）を正確にご登録頂けること

(13) 外国為替保証金（証拠金）取引業務に従事する役職員でないこと

(14) 取引約款に定めるお客様の義務に違反していないこと

(15)（略）

(16) 外国 PEPs（犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯収法」といいます。）施行令第12条第3項各号及び同法施行規則第15条各号に掲げる者（外国の元首、外国政府等に

<p>いて重要な地位を占める者及び過去にこれらの者であった者並びにこれらの者の家族等)に該当しないこと</p> <p>3. 本人確認書類等の提出  (1) <u>本人確認書類について</u>  犯収法に基づき、当社におきましては、お客様ご本人の確認を徹底する目的で運転免許証や住民票の写し等の本人確認書類をご提出していただいております。趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。  (略)  以上の手続きおよび以下(2)に定める手続きが完了し、所定の保証金を預託いただきますと、お取引が可能となります。</p> <p>(2) <u>個人番号について</u>  お客様が本取引を開始するにあたっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、当社において、先物取引に係る支払調書の作成・提出事務等を行うため、お客様の個人番号を申告いただく必要がございます。  ※平成27年12月31日以前に口座開設をされたお客様は、3年間の猶予期間がございます。  ※法人のお客様においては法人番号の申告が必要となります。</p> <p>4. <u>取引方法について</u>  本取引では、リッチアプリ (Windows PC・Macintosh PC 対応)、Web ブラウザ (Windows PC・Macintosh PC 対応)、スマートフォンアプリ (iPhone・Android 対応)、タブレットアプリ (iPad 対応)、モバイルアプリ (i アプリ対応)、モバイル (i-mode・Yahoo!ケータイ・EZweb 対応) の各取引チャネルを用意しております。取引チャネル毎の推奨環境や対応機種等につきましては、当社ホームページをご参照ください。  以上のほか、サポートセンター経由によるお電話でのご注文も可能です。  なお、本説明書の操作方法等の一部の記載は、代表的な取引チャネルであるリッチアプリを前提とするものであり、その他の取引チャネルにおける操作方法等とは一部相違があることにご留意ください。各取引チャネルの操作方法等の詳細につきましては、当社ホームページ内、各操作マニュアルをご参照ください。</p> <p>5. <u>注文成立時間</u>  (略)  ※当社は、上記の時間内において、<u>回線および機器の瑕疵または障害</u>、<u>または補修等</u>やむを得ない事由により、予告なくシステムメンテナンス、<u>またはサービスの一部もしくは全部の提供を一時停止または中止することがあります。</u></p> <p>6. <u>取引可能日</u>  原則として上記の取引時間帯で業者間の相対取引が可能な状態であれば、日本の銀行等の金融機関休業日であっても年末年始・欧米のクリスマス休暇期間など当社があらかじめ指定する時間帯を除いて取引できます。<u>ただし</u>、流動性の大幅な低下に伴い店頭外国為替保証金取引サービスの安定提供が困難であると当社が判断した場合は、例外的に取引を停止する場合があります。  (略)</p> <p>7. <u>取扱通貨ペア</u>  通貨ペアとは、本取引の対象となる一対の通貨をいい、左右並べて表記し、左側の通貨1単位に対して右側通貨で売買するのに必要な金額で表示されます。</p>	<p>いて重要な地位を占める者及び過去にこれらの者であった者並びにこれらの者の家族等)に該当しないこと</p> <p>3. 本人確認書類等の提出  (1) 犯収法に基づき、当社におきましては、お客様ご本人の確認を徹底する目的で運転免許証や住民票の写し等の本人確認書類をご提出して<u>頂</u>いております。趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。  (略)  以上の手続き<u>及び</u>以下(2)に定める手続きが完了し、所定の保証金を預託<u>頂</u>きますと、お取引が可能となります。</p> <p>(2) <u>個人番号について</u>  <u>また</u>、お客様が<u>お</u>取引を開始するにあたっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、当社において、先物取引に係る支払調書の作成・提出事務等を行うため、お客様の個人番号を申告いただく必要がございます。  ※平成27年12月31日以前に口座開設をされたお客様は、3年間の猶予期間がございます。  ※法人のお客様においては法人番号の申告が必要となります。</p> <p>4. <u>取引方法について</u>  外貨ネクストネオでは、リッチアプリ (Windows PC・Macintosh PC 対応)、Web ブラウザ (Windows PC・Macintosh PC 対応)、スマートフォンアプリ (iPhone・Android 対応)、タブレットアプリ (iPad 対応)、モバイルアプリ (i アプリ対応)、モバイル (i-mode・Yahoo!ケータイ・EZweb 対応) の各取引チャネルを用意しております。取引チャネル毎の推奨環境や対応機種等につきましては、当社ホームページをご参照ください。  以上のほか、サポートセンター経由によるお電話でのご注文も可能です。  なお、本取引説明書の操作方法等の一部の記載は、代表的な取引チャネルであるリッチアプリを前提とするものであり、その他の取引チャネルにおける操作方法等とは一部相違があることにご留意ください。各取引チャネルの操作方法等の詳細につきましては、当社ホームページ内、各操作マニュアルをご参照ください。</p> <p>5. <u>注文成立時間</u>  (略)  ※当社は、上記の時間内において、<u>回線<u>及び</u>機器の瑕疵<u>又は</u>障害</u>、<u>又は補修等</u>やむを得ない事由により、予告なくシステムメンテナンス、<u>又はサービスの一部もしくは全部の提供を一時停止<u>又は</u>中止することがあります。</u></p> <p>6. <u>取引可能日</u>  原則として上記の取引時間帯で業者間の相対取引が可能な状態であれば、日本の銀行等の金融機関休業日であっても年末年始・欧米のクリスマス休暇期間など当社があらかじめ指定する時間帯を除いて取引できます。<u>但し</u>、流動性の大幅な低下に伴い店頭FXサービスの安定提供が困難であると当社が判断した場合は、例外的に取引を停止する場合があります。  (略)</p> <p>7. <u>取引通貨</u>  通貨ペアとは、本取引の対象となる一対の通貨をいい、左右並べて表記し、左側の通貨1単位に対して右側通貨で売買するのに必要な金額で表示されます。</p>
--	---

本取引で取扱う通貨ペアはUSD/JPY(米ドル/円)、EUR/JPY(ユーロ/円)、EUR/USD(ユーロ/米ドル)、AUD/JPY(豪ドル/円)、GBP/JPY(英ポンド/円)、NZD/JPY(ニュージーランドドル/円)、CAD/JPY(カナダドル/円)、CHF/JPY(スイスフラン/円)、HKD/JPY(香港ドル/円)、GBP/USD(英ポンド/米ドル)、USD/CHF(米ドル/スイスフラン)、ZAR/JPY(南アフリカランド/円)、AUD/USD(豪ドル/米ドル)、NZD/USD(ニュージーランドドル/米ドル)、EUR/AUD(ユーロ/豪ドル)、TRY/JPY(トルコリラ/円)、CNH/JPY(人民元/円)、NOK/JPY(ノルウェークローネ/円)、SEK/JPY(スウェーデンクローナ/円)、MXN/JPY(メキシコペソ/円)の組合せとなります。また、保証金は日本円のみのお入金となります。

8. ～9. (略)

10. 取引レート  
(略)

本取引では売りサイド(Bid)でのレートと買いサイド(Ask)でのレート両方のレートを同時に提示いたします。

(略)

【相場急変時等における取引レート配信の停止および再開について】

(略)

当社がお客様への取引レート配信を停止している間の相場動向によっては、配信再開時点の当社取引レートが停止時点の同レートと乖離する場合があります。再開後に有効比率100%を大幅に下回るロスカットが執行される可能性があります。また、このときのロスカット執行は、取引レート配信の再開以降になされる評価の値洗い(「31. 評価の値洗い・アラートメール・ロスカット」を参照)に基づき、成行注文により決済されるため、配信再開直後の当社取引レートとは異なる約定値が適用される可能性があります。その結果、預託金以上の損失を被る可能性もありますが、当社ではその差額の補填や約定の修正等を行いません。

11. ～12 (略)

13. 注文の種類  
(略)

【オプション注文機能】

1. ワンクリック注文

条件設定や注文内容確認画面の表示を省略することで、より迅速に注文発注できる機能です。本機能を設定した場合、リッチアプリ取引画面内のレート表(レートパネル、レート一覧およびレート一覧2)の各通貨ペアのBid・Ask各サイドのレートを1回クリックするだけで、そのサイドに応じた売買区分(Bidの場合は売、Askの場合は買)の成行注文が発注され、約定します。ワンクリック注文のLot数は、前もって「注文・動作などの設定」画面の「基準Lot数」にて通貨ペア別に設定します(初期設定は1Lot)。レートパネルにてLot数を表示したときには、任意のLot数への変更が可能であり、この場合には「基準Lot数」の設定に優先して適用されます。また、同画面にて「注文・約定受付メッセージ」を「表示しない」に設定することにより、約定直後のダイアログメッセージを省略し、連射的に注文を発注することも可能です。(略)

※平成30年5月19日付改訂に係る本項(13. 注文の種類)のうち【オプション注文機能】の「1. ワンクリック注文」における改訂につきましては、同年5月26日からの適用開始となります。なお、当該適用開始日の前日までの間は、平成30年4月21日付改訂の外国為替保証金取

外貨ネクストネオで取扱う通貨ペアはUSD/JPY(米ドル/円)、EUR/JPY(ユーロ/円)、EUR/USD(ユーロ/米ドル)、AUD/JPY(豪ドル/円)、GBP/JPY(英ポンド/円)、NZD/JPY(ニュージーランドドル/円)、CAD/JPY(カナダドル/円)、CHF/JPY(スイスフラン/円)、HKD/JPY(香港ドル/円)、GBP/USD(英ポンド/米ドル)、USD/CHF(米ドル/スイスフラン)、ZAR/JPY(南アフリカランド/円)、AUD/USD(豪ドル/米ドル)、NZD/USD(ニュージーランドドル/米ドル)、EUR/AUD(ユーロ/豪ドル)、TRY/JPY(トルコリラ/円)、CNH/JPY(人民元/円)、NOK/JPY(ノルウェークローネ/円)、SEK/JPY(スウェーデンクローナ/円)、MXN/JPY(メキシコペソ/円)の組合せとなります。また、保証金は日本円のみのお入金となります。

8. ～9. (略)

10. 取引レート  
(略)

外貨ネクストネオでは売りサイド(Bid)でのレートと買いサイド(Ask)でのレート両方のレートを同時に提示いたします。

(略)

【相場急変時等における取引レート配信の停止および再開について】

(略)

当社がお客様への取引レート配信を停止している間の相場動向によっては、配信再開時点の当社取引レートが停止時点の同レートと乖離する場合があります。再開後に有効比率100%を大幅に下回るロスカットが執行される可能性があります。また、このときのロスカット執行は、取引レート配信の再開以降になされる評価の値洗い(「30. 評価の値洗い・アラートメール・ロスカット」を参照)に基づき、成行注文により決済されるため、配信再開直後の当社取引レートとは異なる約定値が適用される可能性があります。その結果、預け入れ資産以上の損失を被る可能性もありますが、当社ではその差額の補填や約定の修正等を行いません。

11. ～12 (略)

13. 注文の種類  
(略)

【オプション注文機能】

1. ワンクリック注文

条件設定や注文内容確認画面の表示を省略することで、より迅速に注文発注できる機能です。本機能を設定した場合、リッチアプリ取引画面内のレート表(レートパネルおよびレート一覧)の各通貨ペアのBid・Ask各サイドのレートを1回クリックするだけで、そのサイドに応じた売買区分(Bidの場合は売、Askの場合は買)の成行注文が発注され、約定します。ワンクリック注文のLot数は、前もって「注文・動作などの設定」画面の「基準Lot数」にて通貨ペア別に設定します(初期設定は1Lot)。また、同画面にて「注文・約定受付メッセージ」を「表示しない」に設定することにより、約定直後のダイアログメッセージを省略し、連射的に注文を発注することも可能です。

(略)

(新設)

<p>引説明書（外貨ネクストネオ）に定めるルールが引き続き適用されます。当該ルールについては、以下の URL をご確認ください。  <a href="http://www.gaitame.com/products/nextneo/img/updatelist/20180421_guide.pdf">http://www.gaitame.com/products/nextneo/img/updatelist/20180421_guide.pdf</a></p> <p>2. ～5 （略）</p> <p>6. 注文設定  （略）  【月曜日の約定ルールについて】  （略）  ※上記例 1 の通り、お客様の有利になる約定もありますが不利になる約定もありますので、週末に大きな為替相場の変動要因がある場合は、保有されているポジションを縮小されたり、あらかじめご入金していただくなどの手段により <u>預託金</u> に余裕をお持ちになった上で、週末を迎えられることをお勧めいたします。  （略）</p> <p>14. ～15. （略）</p> <p>16. 注文の変更・取消  お客様が発注されたご注文は、未約定の場合に限り変更・取消を行うことができるものとします。  指値・ストップ注文等によるご注文内容のうち、指定レート（またはレート差、予想損益、トレール幅）や Lot 数、有効期限を変更される場合には、その内容を所定の箇所より変更いただけますが、その他の項目を変更する場合には、一旦注文の取消を行った後に、再度新規注文をお出しいただく必要がございます。</p> <p>17. ～18. （略）</p> <p>19. ポジション件数上限について  お客様が保有できるポジション件数の上限は、その取引数量合計にかかわらず、原則として全通貨ペア合算で 2,000 ポジションとなります。  （略）</p> <p>20. （略）</p> <p>21. 取引手数料  取引手数料は無料です。なお、取引手数料は当社の判断により変更する場合があります。  ※各通貨ペアにおいて、売りサイド (Bid) のレートと買いサイド (Ask) のレートとの間にはレート差（スプレッド）があり、マーケットの状況等により拡大する場合があります。</p> <p>22. （略）</p> <p>23. 両建て取引  本取引では、同一通貨ペアにつき異なる売買区分のポジションを同時に保有する、いわゆる両建て取引の可否設定を選択できます（初期設定では両建て取引「なし」となっています）。  両建て取引は、スプレッドコスト（売値と買値の差）が二重にかかること、スワップポイントが売建ておよび買建てで異なる場合は逆ざやが生じる恐れがあること、売値と買値の価格差についてもお客様が二重に負担することなどから、お客様にとって不利益となる可能性があります。</p>	<p>2. ～5 （略）</p> <p>6. 注文設定  （略）  【月曜日の約定ルールについて】  （略）  ※上記例 1 の通り、お客様の有利になる約定もありますが不利になる約定もありますので、週末に大きな為替相場の変動要因がある場合は、保有されているポジションを縮小されたり、あらかじめご入金していただくなどの手段により <u>ご資金</u> に余裕をお持ちになった上で、週末を迎えられることをお勧めいたします。  （略）</p> <p>14. ～15. （略）</p> <p>16. 注文の変更・取消  お客様が発注されたご注文は、未約定の場合に限り変更・取消を行うことができるものとします。  指値・ストップ注文等によるご注文内容のうち、指定レート（またはレート差、予想損益、トレール幅）や Lot 数、有効期限を変更される場合には、その内容を所定の箇所より変更いただけますが、その他の項目を変更する場合には、一旦注文の取消を行った後に、再度新規注文をお出し頂く必要がございます。</p> <p>17. ～18. （略）</p> <p>19. ポジション件数上限について  お客様の口座において保有可能なポジション件数の上限は、その取引数量合計にかかわらず、原則として全通貨ペア合算で 2,000 ポジションとなります。  （略）</p> <p>20. （略）</p> <p>21. 売買手数料  売買手数料は無料です。なお、売買手数料は当社の判断により変更する場合があります。  ※買気配と売気配との間にはレート差（スプレッド）があり、マーケットの状況等により拡大する場合があります。</p> <p>22. （略）</p> <p>23. 両建て取引  外貨ネクストネオでは、同一通貨ペアにつき異なる売買区分のポジションを同時に保有する、いわゆる両建て取引の可否設定を選択できます（初期設定では両建て取引「なし」となっています）。  両建て取引は、スプレッドコスト（売値と買値の差）が二重にかかること、スワップポイントが売建て及び買建てで異なる場合は逆ざやが生じる恐れがあること、売値と買値の価格差につ</p>
---	--

す。当社では、お客様が上記の特性を充分にご理解いただいたうえ、ご自身の判断により設定を変更することで両建て取引を行うことができる仕様としております。  
なお当社では、両建て取引における必要保証金額の算定に「MAX方式」を採用しております(「29. 1Lotあたりの必要保証金額と変更ルール」を参照)。

(略)

#### 24. 完全前受制度

当社がお客様からの外貨ネクストネオ口座へのご入金を確認できた時点で、取引が可能となります。

#### 25. マイページ

マイページでは、各種登録情報の確認・変更やログイン時のパスワードの変更のほか、当社の提供する店頭通貨バイナリーオプション取引『外貨ネクストバイナリー』の取引口座(以下「外貨ネクストバイナリー口座」といいます。)の開設のお申込み、および外貨ネクストバイナリー口座の開設後には『外貨ネクストバイナリー』取引画面へのログインが可能です。

またマイページにおいては、本取引に関する資金のうち、直ちに本取引に使用しない資金を外貨ネクストネオ口座の預託金と区分して留め置くことができ、この区分した預託金の残高を「マイページ残高(未使用金)」といいます。

※「マイページ残高(未使用金)」にある預託金は、本取引における「資産合計」(「28. 本取引に関する用語」を参照)には算入されません。そのため「マイページ残高(未使用金)」の残高の大小にかかわらず、お客様の外貨ネクストネオ口座の「有効比率」(「28. 本取引に関する用語」を参照)が100%を下回った際にはロスカットが執行されます(「31. 評価の値洗い・アラートメール・ロスカット」を参照)ので、十分ご注意ください。

#### 26. 入金について

外貨ネクストネオ口座へのお金は、大別して以下3通りの手段があります。当社内での振替は原則として即座に反映され、手数料はかかりません。なお、以下の入金手順および注意事項に関しましてはログイン後のヘルプページ等をご覧ください。

##### (1) クイック入金サービス

当社が指定する提携金融機関のネットバンキングサービスをご利用の方に限りご利用いただける入金手段で、ログイン後の当社所定の画面からの操作により利用することができます。提携金融機関より「マイページ残高(未使用金)」(「25. マイページ」を参照)への入金、および「マイページ残高(未使用金)」から外貨ネクストネオ口座(「25. マイページ」を参照)への振替入金が自動的に行われることから、当社もしくは各金融機関のメンテナンス時間を除き、原則として遅滞なく入金が残高に反映されます。このとき金融機関に対し発生する振込手数料は当社負担といたします。

※クイック入金の手続が正しく完了されずエラーとなった場合や、通常振込みとクイック入金とを問わず処理が遅延した場合は、翌金融機関営業日の午前9時以降、お客様の入金当社にて確認できてから入金処理がなされます。処理が遅延した場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について一切の責任を負いかねますのでご注意ください。

※クイック入金によるご入金は1,000円以上から、1円単位で承ります(999円以下のご入金はお受けできません)。

(削除)

##### (2) 通常振込みおよび振替入金

すべての方がご利用いただける入金手段で、当社指定銀行口座への振込みにより入金いただくものです。クイック入金サービスとは異なり、本手段では振込み完了から入金反映まで一定

いてもお客様が二重に負担することなどから、お客様にとって不利益となる可能性があります。当社では、お客様が上記の特性を充分にご理解いただいたうえ、ご自身の判断により設定を変更することで両建て取引を行うことができる仕様としております。

なお当社では、両建て取引における必要保証金額の算定に「MAX方式」を採用しております(「28. 1Lotあたりの必要保証金額と変更ルール」を参照)。

(略)

#### 24. 完全前受制度

当社がお客様からの外貨ネクストネオへのご入金を確認できた時点で、取引が可能となります。

(新設)

#### 25. 保証金等の入金

外貨ネクストネオへのご入金は当社指定銀行口座への振込によるものといたします。その際の振込手数料は、振込者負担といたします。ただし、クイック入金(取引画面からの指定銀行のネットバンキングを利用した振込)の場合の振込手数料は当社負担と致します。クイック入金の場合、提携金融機関より外貨ネクストネオへ直接振込みが行われることから、当社若しくは各金融機関のメンテナンス時間を除き、原則として遅滞なく入金が残高に反映されます。

但し、クイック入金の手続が正しく完了されずエラーとなった場合や、通常振込みとクイック入金とを問わず処理が遅延した場合は、翌金融機関営業日の午前9時以降、お客様の入金当社にて確認できてから入金処理がなされます。処理が遅延した場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について一切の責任を負いかねますのでご注意ください。

なお、クイック入金によるご入金は1,000円以上から、1円単位で承ります(999円以下のご入金はお受けできません)。

尚、入金手順・注意事項に関しましてはログイン後のヘルプページ等をご覧ください。

(新設)

の処理時間（通常、当日中ないし翌金融機関営業日中まで）を要します。金融機関に対し発生する振込手数料はお客様の負担となります。

本手段による入金はず「マイページ残高（未使用金）」に反映され、続いて「自動振替先設定」に基づき自動的に振替処理がなされます。マイページにて「自動振替先設定」を「外貨ネクストネオ口座」へ変更しますと、以後は本手段による入金が「マイページ残高（未使用金）」から外貨ネクストネオ口座へ自動的に振替入金されるようになります。

※外貨ネクストネオ口座開設時点での「自動振替先設定」は、「外貨ネクストネオ口座」に設定されております。

### （3）振替入金

すべての方がご利用いただける入金手段で、「マイページ残高（未使用金）」または外貨ネクストバイナリー口座にある残高を外貨ネクストネオ口座へ振替入金するものです。

※外貨ネクストネオ口座からの振替出金額は「出金可能額」を上限としますが、これに迫る金額を振替出金した場合には外貨ネクストネオ口座の有効比率が減少し、相場状況によってはロスカットが執行される可能性が増大しますので、十分ご注意ください。

## 27. 出金について

外貨ネクストネオ口座（「25. マイページ」を参照）内にある預託金は、「マイページ残高（未使用金）」（「25. マイページ」を参照）へ資金移動（振替出金）するとともに、これを介してお客様のご登録の出金先円預金口座への出金、または外貨ネクストバイナリー口座への振替入金ができます（外貨ネクストネオ口座から直接的に出金することはできません）。出金先円預金口座への出金において、金融機関に対し発生する振込手数料は当社負担といたします。

お客様は、「マイページ残高（未使用金）」にある預託金の全額または一部、および外貨ネクストネオ口座にある預託金の超過分の全部または一部の返還を受けることができるものとし、お客様より請求があった日から起算して3営業日以内に返還されるものとします。ただし、通信等の諸事情により遅延する場合があります。

※外貨ネクストバイナリー口座を開設済みのお客様において、多額の損失確定等により外貨ネクストネオ口座の残高がマイナスとなった場合には、当社はおお客様の承諾を得ることなく、当該マイナス残高を解消できる額または外貨ネクストバイナリー口座の残高の全額のうちいずれか小さい額を、外貨ネクストバイナリー口座から外貨ネクストネオ口座へ振替し、当該マイナス残高に充当できるものとします。

（略）

（削除）

## 28. 本取引に関する用語

本項では、本取引に関する用語のうち、主に取引画面内の「口座照会」画面にて使用する用語を説明します。

用語	説明
資産合計	外貨ネクストネオ口座（「25. マイページ」を参照）にあるお客様の預託金の合計が表示されます。 ※「マイページ残高（未使用金）」（「25. マイページ」を参照）にある預託金は含まれませんのでご注意ください。
（略）	（略）
出金依頼額	預託金（資産合計）から出金依頼の指示を出された金額。出金が完了するまで表示されます。 ※「出金可能額」の項目には留保された「出金依頼額」を差し引いた金額が表示されますので、新規注文を出される際にはご注意ください。
（略）	（略）

## 26. 保証金の出金・振替

本口座におけるすべての取引に関する当社とお客様との間の金銭の受け払いについては、保証金勘定において処理することとします。当社に預託されている資産が、預託すべき金額を超えている時、お客様は、超過分の全部又は一部の返還を受けることができるものとし、お客様より請求があった日から起算して3営業日以内に返還されるものとします。但し、通信等の諸事情により遅延する場合があります。

（新設）

（略）

※外貨ネクストネオ口座の資産を、お客様名義の預金口座への出金を介さず、外貨ネクスト等の当社他サービスの口座へ直接的に振り替えることはできません。

## 27. 外国為替保証金取引に関する用語

用語	説明
資産合計	お預かりしているお客様の円資産合計が表示されます。
（略）	（略）
出金依頼額	お預かりしている資産（預かり資産）から出金依頼の指示を出された金額。出金が完了するまで表示されます。 ※「出金可能額」の項目には留保された「出金依頼額」を差し引いた金額が表示されますので、新規注文を出される際にはご注意ください。
（略）	（略）

29. 1Lot あたりの必要保証金額と変更ルール

1. (略)

2. 必要保証金額の変更ルール

[1]～[2] (略)

[3]相場急変時の臨時変更ルール

以上のほか、相場急変動が発生しかつ今後当面の継続が予想される、あるいは近日中の相場急変動の発生が予見される等の理由により緊急での必要保証金額の増額が適切であると当社が判断した場合には、当社は必要に応じ、前営業日までのお客様への告知（当社ホームページまたは取引画面での表示を含む）に基づき必要保証金額（および注文中保証金額）を任意の額に、または1Lotあたり必要保証金額の計算式における係数（保証金率）を任意の値に変更し、一定期間において上記週次変更ルールおよび臨時変更ルールに優先して適用できるものとします。  
(略)

30. 評価損益

(略)

31. 評価の値洗い・アラートメール・ロスカット

(略)

【アラートメール】

アラートメールとは、お客様の外貨ネクストネオ口座（「25. マイページ」を参照）の有効比率が200%を下回った時に随時メールでお知らせする機能です。お客様は本通知により、ポジションおよび保証金の状況を確認することができます。本通知の実施は原則として1営業日につき1回（オープン後初めて有効比率が200%を下回った時点）限りですが、その後同営業日中に「ロスカット執行」→「新規ポジション保有」→「有効比率200%割れ」を繰り返す度に、同営業日中であっても2回目以降の本通知がなされます。

(略)

【ロスカット】

ロスカットは、お客様の外貨ネクストネオ口座の有効比率が100%を下回った際に執行されます。有効比率の計算は一定間隔（5～10秒程度）毎に行われ（相場の急変時等には抽出間隔が長くなる場合があります）、100%を下回ったお客様の保有するポジションすべての（成行注文の自動発注による）決済と、未約定注文の取消が行われます。

(略)

なお、ロスカットによってお客様の口座に不足金が発生した場合には、お客様は不足金発生日の翌々営業日の午後3時まで当該不足金額を外貨ネクストネオ口座に入金していただく必要があります。

※ 外貨ネクストネオ口座の「スポット評価」（保有ポジションの為替差損益）は、売ポジションの場合は買いサイド(Ask)、買いポジションの場合は売りサイド(Bid)のレートを算出基準としております。そのため取引レートのスプレッドを拡大した際には、たとえ保有ポジションが売り・買い同数量の両建て状態であったとしても「スポット評価」の損失額が増大し、その結果有効比率が100%を下回りロスカットが執行される場合があります。

※ ロスカットを判定する際の評価は、相場動向や評価する対象データの量等により必ずしも時間内に完了するものではなく、相場の変動等により評価処理および処理に遅延が生じる可能性があります。その結果、有効比率100%を大幅に下回るロスカットが執行される場合があり、その際には外貨ネクストネオ口座の預託金以上の損失を被る可能性もありますが、当社では有効比率100%を大幅に下回るロスカットが執行された場合の差額の補填や

28. 1Lot あたりの必要保証金額と変更ルール

1. (略)

2. 必要保証金額の変更ルール

[1]～[2] (略)

[3]相場急変時の臨時変更ルール

以上のほか、相場急変動が発生しかつ今後当面の継続が予想される、あるいは近日中の相場急変動の発生が予見される等の理由により緊急での必要保証金額の増額が適切であると当社が判断した場合には、当社は必要に応じ、前営業日までのお客様への告知（当社ホームページ又は取引画面での表示を含む）に基づき必要保証金額（および注文中保証金額）を任意の額に、または1Lotあたり必要保証金額の計算式における係数（保証金率）を任意の値に変更し、一定期間において上記週次変更ルールおよび臨時変更ルールに優先して適用できるものとします。  
(略)

29. 評価損益

(略)

30. 評価の値洗い・アラートメール・ロスカット

(略)

【アラートメール】

アラートメールとは、お客様の口座の有効比率が200%を下回った時に随時メールでお知らせする機能です。お客様は本通知により、ポジション及び保証金の状況を確認することができます。本通知の実施は原則として1営業日につき1回（オープン後初めて有効比率が200%を下回った時点）限りですが、その後同営業日中に「ロスカット執行」→「新規ポジション保有」→「有効比率200%割れ」を繰り返す度に、同営業日中であっても2回目以降の本通知がなされます。

(略)

【ロスカット】

ロスカットは、お客様の口座の有効比率が100%を下回った際に執行されます。有効比率の計算は一定間隔（5～10秒程度）毎に行われ（相場の急変時等には抽出間隔が長くなる場合があります）、100%を下回ったお客様の保有するポジションすべての（成行注文の自動発注による）決済と、未約定注文の取消が行われます。

(略)

なお、ロスカットによってお客様の口座に不足金が発生した場合には、お客様は不足金発生日の翌々営業日の午後3時まで当該不足金額を外貨ネクストネオに入金していただく必要があります。

※ 外貨ネクストネオの「スポット評価」（保有ポジションの為替差損益）は、売ポジションの場合は買いサイド(Ask)、買いポジションの場合は売りサイド(Bid)のレートを算出基準としております。そのため取引レートのスプレッドを拡大した際には、たとえ保有ポジションが売り・買い同数量の両建て状態であったとしても「スポット評価」の損失額が増大し、その結果有効比率が100%を下回りロスカットが執行される場合があります。

※ ロスカットを判定する際の評価は、相場動向や評価する対象データの量等により必ずしも時間内に完了するものではなく、相場の変動等により評価処理及び処理に遅延が生じる可能性があります。その結果、有効比率100%を大幅に下回るロスカットが執行される場合があり、その際には預け入れ資産以上の損失を被る可能性もありますが、当社では有効比率100%を大幅に下回るロスカットが執行された場合の差額の補填や約定の修正等はい

<p>約定の修正等はありません。またこれとは反対に、判定時点では有効比率が 100%を下回っていても、評価処理および処理遅延に伴い、結果的に有効比率 100%以上の状態でロスカットが執行される場合もあります。</p> <p>※ 週末（土日）から週始にかけて、またクリスマスや元日などの休場明けなどに相場の急変があった場合、市場の開始直後に有効比率 100%を大幅に下回るロスカットが執行される可能性があり、その際には外貨ネクストネオ口座の預託金以上の損失を被る可能性もありますが、当社ではその差額の補填や約定の修正等はありません。</p> <p>[有効比率の算定について] 外貨ネクストネオ口座における有効比率の算定の根拠となる有効評価額（資産合計＋評価損益）には、取引に使用されている必要保証金額以外の余剰資金を含めた外貨ネクストネオ口座の預託金の全額が含まれております（「マイページ残高（未使用金）」（「25. マイページ」を参照）にある預託金は有効比率の算定には含まれません）。このため、外貨ネクストネオ口座内に預託金を入金または振替されますと、有効比率が上昇しますので、その分ロスカット回避において有効となります。</p> <p>反面、外貨ネクストネオ口座にて預託金の大部分が必要保証金額以外の余剰資金となっている場合であっても、前述のように有効比率の算定にはこれら余剰資金も含まれるため、その後の相場変動により有効比率が 100%を下回り、ロスカットが執行された際には必要保証金額を大きく上回る損失が発生する可能性がありますので、ご注意ください。</p> <p>※ 上記の通り、「マイページ残高（未使用金）」にある預託金は有効比率の算定に含まれないため、「マイページ残高（未使用金）」の残高の大小にかかわらず、お客様の外貨ネクストネオ口座の有効比率が 100%を下回った際にはロスカットが執行されますので、十分ご注意ください。</p> <p>32. 不足金について ポジションの決済による損金額が外貨ネクストネオ口座の預託金の合計を上回り、不足金（マイナス残高）が発生した場合には、お客様は当社の請求により不足金を外貨ネクストネオ口座（「25. マイページ」を参照）に入金していただく必要があります。当社の請求によって定められた履行期日までに当該不足金のご入金がない場合は、当社は、履行期日の翌日より履行の日まで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けるものとします。</p> <p>33. 口座番号・パスワードの管理 取引画面にログインする口座番号・パスワードはお客様を特定する重要な情報となります。管理には十分なお配慮をお願いいたします。お客様ご本人以外に漏れた場合、お客様に重大な影響を及ぼす可能性があります。マイページ（「25. マイページ」を参照）にてパスワードの変更が可能となっておりますので、適宜、ご変更ください。</p> <p>34. お客様へのご連絡 当社からお客様に対する通知は、原則として取引画面やメールを通じて行われます（当社が必要と判断した場合はこれらに限られず、電話、書面等により通知する場合があります）。</p> <p>35. お客様との通話の録音について （略）</p> <p>36. アカウントロック 取引画面にログインする際に、口座番号、パスワードの入力を連続して当社が設定する回数誤って入力されますと口座がロックされ、ログインおよびお取引ができなくなります（アカウントロック）。</p>	<p>ません。またこれとは反対に、判定時点では有効比率が 100%を下回っていても、評価処理及び処理遅延に伴い、結果的に有効比率 100%以上の状態でロスカットが執行される場合もあります。</p> <p>※ 週末（土日）から週始にかけて、またクリスマスや元日などの休場明けなどに相場の急変があった場合、市場の開始直後に有効比率 100%を大幅に下回るロスカットが執行される可能性があり、その際には預け入れ資産以上の損失を被る可能性もありますが、当社ではその差額の補填や約定の修正等はありません。</p> <p>[有効比率の算定について] 外貨ネクストネオでは、有効比率の算定の根拠となる有効評価額（資産合計＋評価損益）には、取引に使用されている必要保証金額以外の余剰資金が含まれております。このため、口座内資産に資金を入金されますと、有効比率が上昇しますので、その分ロスカット回避において有効となります。</p> <p>一方で、保有資産のうちから一部だけ必要保証金額として使用している場合であっても、有効比率の計算上、余剰となっている資産から資金が自動的に充当されることとなりますので、当該ポジション含み損が大きくなった場合には、ロスカット発生時に必要保証金額を大きく上回る損失が発生する可能性がありますのでご注意ください。</p> <p>（新設）</p> <p>31. 不足金について ポジションの決済による損金額が預け入れ資産合計を上回り、不足金が発生した場合には、お客様は当社の請求により不足金を外貨ネクストネオにご入金していただく必要があります。当社の請求によって定められた履行期日までに当該不足金のご入金がない場合は、当社は、履行期日の翌日より履行の日まで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けるものとします。</p> <p>32. 口座番号・パスワードの管理 取引画面にログインする口座番号・パスワードはお客様を特定する重要な情報となります。管理には十分なお配慮をお願いいたします。お客様ご本人以外に漏れた場合、お客様に重大な影響を及ぼす可能性があります。取引画面でパスワードの変更が可能となっておりますので、適宜、ご変更ください。</p> <p>33. お客様へのご連絡 必要保証金額の不足等により、当社が必要と判断した場合等には、お客様が当社にご登録のメールアドレスまたは電話番号にご連絡いたします。</p> <p>34. お客様との通話の録音について （略）</p> <p>35. アカウントロック 外貨ネクストネオ画面にログインする際に、口座番号、パスワードの入力を連続して当社が設定する回数誤って入力されますと口座がロックされ、ログインおよびお取引ができなくなります（アカウントロック）。</p>
--	---

(略)

### 37. 売買注文等の照会

(略)

### 38. 取引報告書等の交付について

(略)

### 39. 取引内容の確認

本サービスを利用しての売買注文内容等について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様が入力されたデータの記録内容ならびに電話での売買注文の場合は録音記録内容をもって処理するものとします。

### 40. 課税上の取扱い

店頭外国為替保証金取引を含め、個人が行った店頭金融先物取引で発生した利益（売買による差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、2012年1月1日の取引以降、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。法人が行った店頭外国為替保証金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。金融商品取引業者は、個人の顧客が店頭金融先物取引を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

### 41. 資産の保全について

当社では、お客様からお預かりした預託金（保証金を含みます）、為替損益、スワップポイント等の資産を当社の資産とは区分して信託銀行に信託する『セーフティーネクスト』を実施いたしております。万一当社が破綻した場合でも、お客様の資産は区分管理により保全されます。

### 42. 取引説明書の改訂

本説明書は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課するものであるときは、その改訂事項をWebサイト掲示するなど当社の定める方法によりお知らせいたします。この場合、当社に異議の申出がないときは、お客様はその変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

当社とお客様との店頭外国為替保証金取引に関し、ご納得のいかない点がございましたら、下記担当部署までご連絡ください。

当社サポートセンター 0120-430-225  
03-5733-3065

## IV. 店頭金融先物取引行為に関する禁止行為

(略)

### 36. 売買注文等の照会

(略)

### 37. 取引報告書等の交付について

(略)

### 38. 取引内容の確認

本サービスを利用しての売買注文内容等について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様が入力されたデータの記録内容並びに電話での売買注文の場合は録音記録内容をもって処理するものとします。

### 39. 課税上の取扱い

個人が行った店頭外国為替保証金取引で発生した利益（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、2012年1月1日の取引以降、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。法人が行った店頭外国為替保証金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。金融商品取引業者は、個人の顧客が店頭外国為替保証金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

### 40. 資産の保全について

当社では、お客様からお預かりした保証金、為替損益、スワップポイント等の資産を当社の資産とは区分して信託銀行に信託する『セーフティーネクスト』を実施いたしております。万一当社が破綻した場合でも、お客様の資産は区分管理により保全されます。

### 41. 取引説明書の改訂

本取引説明書は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課するものであるときは、その改訂事項をWebサイト掲示するなど当社の定める方法によりお知らせいたします。この場合、当社に異議の申出がないときは、お客様はその変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

当社とお客様との外国為替保証金取引に関し、ご納得のいかない点がございましたら、下記担当部署までご連絡ください。

当社サポートセンター 0120-430-225  
03-5733-3065

## 外国為替保証金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭金融先物取引（店頭外国為替保証金取引を含みます。以下同じです。）、または顧客のために店頭金融先物取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為（以下「店頭金融先物取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 店頭金融先物取引契約（顧客を相手方とし、または顧客のために店頭金融先物取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭金融先物取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭金融先物取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問または電話をかけて、店頭金融先物取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 店頭金融先物取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭金融先物取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭金融先物取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けたいことを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けた顧客が当該店頭金融先物取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭金融先物取引契約の締結または解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為
- g. 店頭金融先物取引について、顧客に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- h. 店頭金融先物取引について、自己または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- i. 店頭金融先物取引について、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況および店頭金融先物取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと
- k. 店頭金融先物取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭金融先物取引契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、または顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 店頭金融先物取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為
- n. 店頭金融先物取引契約に基づく店頭金融先物取引行為をすることその他の当該店頭金融先物取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為
- o. 店頭金融先物取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または保

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした外国為替保証金取引、又は顧客のために外国為替保証金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「外国為替保証金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 外国為替保証金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために外国為替保証金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて外国為替保証金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 外国為替保証金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、外国為替保証金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 外国為替保証金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 外国為替保証金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該外国為替保証金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けたいことを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該外国為替保証金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 外国為替保証金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 外国為替保証金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 外国為替保証金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 外国為替保証金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び外国為替保証金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 外国為替保証金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 外国為替保証金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 外国為替保証金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 外国為替保証金取引契約に基づく外国為替保証金取引行為をすることその他の当該外国為替保証金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 外国為替保証金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は保

証金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為  
p. 店頭金融先物取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭金融先物取引契約の締結を勧誘する行為  
q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭金融先物取引をする行為  
r. 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭金融先物取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭金融先物取引をする行為  
s. 店頭金融先物取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）  
t. 店頭金融先物取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭金融先物取引の売付または買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること  
u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替保証金取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預託する保証金額（計算上の損益を含みます。）が、顧客が個人の場合は金融庁長官が定める額（想定元本の4%。v.において同じ。）、顧客が法人の場合は約定時必要預託額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること  
v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日毎の一定の時刻における顧客が預託した保証金額（計算上の損益を含みます。）が、顧客が個人の場合は金融庁長官が定める額、顧客が法人の場合は維持必要預託額にそれぞれ不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること  
(略)

## V. 店頭外国為替保証金取引の主な用語について

### ●Ask（アスク）

価格を提示する側（金融商品取引業者）にとっての売値をいいます。価格を提示された側（顧客）は、その提示価格をもって売買対象を買う（購入する）こととなります。

### ●売ポジション（うりポジション）

売建玉（うりたてぎょく）ともいい、外国為替保証金取引における売りの新規注文の約定により、顧客が保有する未決済の外貨の売り持ちをいいます。

### ●買ポジション（かいポジション）

買建玉（かいたてぎょく）ともいい、外国為替保証金取引における買いの新規注文の約定により、顧客が保有する未決済の外貨の買い持ちをいいます。

### ●買戻し（かいもどし）

売ポジションを手仕舞う（減じる）ために行う買いの決済注文をいいます。

### ●カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭金融先物取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭金融先物取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引、外国為替取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う店頭金融先物取引をいいます。

### ●金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

店頭金融先物取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を

証金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為  
p. 外国為替保証金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該外国為替保証金取引契約の締結を勧誘する行為  
q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により外国為替保証金取引をする行為  
r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の外国為替保証金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として外国為替保証金取引をする行為  
s. 外国為替保証金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）  
t. 外国為替保証金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う外国為替保証金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること  
u. 通貨関連デリバティブ取引（外国為替保証金取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預託する保証金額（計算上の損益を含みます。）が、顧客が個人の場合は金融庁長官が定める額（想定元本の4%。v.において同じ。）、顧客が法人の場合は約定時必要預託額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること  
v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した保証金額（計算上の損益を含みます。）が、顧客が個人の場合は金融庁長官が定める額、顧客が法人の場合は維持必要預託額にそれぞれ不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること  
(略)

## (新設)

受けた者をいいます。

●決済注文（けっさいちゅうもん）

保有したポジションを手仕舞う（減じる）ために行う反対売買の取引をいいます。

●裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

●差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品（外国為替保証金取引の場合は外貨）の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金のみを授受することによる決済方法をいいます。

●新規注文（しんきちゅうもん）

新たにポジションを保有するために行う取引をいいます。

●スリッページ

売買注文の発注に際し提示された価格、または発注時に指定した価格と、その発注により実際に約定した価格との差異のことをいいます。

●デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引およびオプション取引を含みます。

●店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われる金利・通貨等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

●転売（てんばい）

買ポジションを手仕舞う（減じる）ために行う売りの決済注文をいいます。

●特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識および経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

●値洗い（ねあらい）

保有したポジションにつき、市場価格の変化に伴い評価替える手続きをいいます。

●Bid（ビッド）

価格を提示する側（金融商品取引業者）にとっての買値をいいます。価格を提示された側（顧客）は、その提示価格をもって売買対象を売る（売却する）こととなります。

●ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

●保証金（ほしょうきん）

証拠金（しょうこきん）ともいい、店頭外国為替保証金取引を含む先物・オプション取引において、契約義務の履行を確保するために差し入れる金銭をいいます。

●ロールオーバー

店頭外国為替保証金取引において、同一営業日中に反対売買されなかったポジションを翌営業日に繰り越すことをいいます。

●ロスカット

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が顧客の全ポジションを強制的に決済することをいいます。外国為替保証金取引においては、金融商品取引業等に関する内閣府令によりロスカット・ルールを設定することが義務付けられています。

## VI. 当社の概要について

当社の概要は、次のとおりです。

金融商品取引業者の名称	株式会社 外為どっとコム
設立	平成 14 年 4 月 1 日
登録番号	関東財務局長（金商）第 262 号
代表取締役	竹内淳
資本金	7 億 7,850 万円(平成 24 年 7 月 31 日)
住所地	東京都港区東新橋二丁目 8 番 1 号
連絡先	03-5733-3065（代表） 0120-430-225（フリーダイヤル）
業務内容	インターネットを介した店頭デリバティブ取引事業
加入協会	一般社団法人金融先物取引業協会加入
当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC） 電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル） URL： <a href="https://www.finmac.or.jp/">https://www.finmac.or.jp/</a> 東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館 大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

以下省略

以上

## 当社の概要について

当社の概要は、次のとおりです。

金融商品取引業者の名称	株式会社 外為どっとコム
設立	平成 14 年 4 月 1 日
登録番号	関東財務局長（金商）第 262 号
代表取締役	竹内淳
資本金	7 億 7,850 万円(平成 24 年 7 月 31 日)
住所地	東京都港区東新橋二丁目 8 番 1 号
連絡先	03-5733-3065（代表） 0120-430-225（フリーダイヤル）
業務内容	個人を中心とした一般投資者を対象として、インターネットを通じた店頭による外国為替保証金（証拠金）取引事業
加入協会	一般社団法人金融先物取引業協会加入
当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

以下省略

以上